

「要配慮者利用施設の避難確保計画」の作成について

1. 水防法・土砂災害防止法の改正

近年、全国各地で豪雨や短時間強雨の発生頻度が増加し、河川の氾濫や土砂災害などにより、高齢者等が利用する施設が被災するなど、大きな被害が起きています。

こうした状況を受け、平成29年6月に、「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」が施行され、浸水想定区域および土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の管理者等に対して、防災体制や訓練の実施等に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成と市長への報告、また計画に基づく避難訓練の実施が義務づけられました。

2. 要配慮者利用施設とは

社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設をいいます。

3. 浸水想定区域とは

国や県が、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川において、想定し得る最大規模の降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のことで、このたび、由布市では新たな洪水ハザードマップを作成しました。

4. 土砂災害警戒区域とは

県が指定する土石流や急傾斜地の崩壊などにより、土砂災害のおそれがある区域のことです。また、その中でも特に危険性が高い区域は、土砂災害特別警戒区域に指定されています。

5. 対象となる要配慮者利用施設（避難確保計画の作成が必要な施設）

避難確保計画の作成が必要な施設は、由布市地域防災計画で定める要配慮者利用施設となります。

6. 避難確保計画の内容

水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めます。

施設の所在に応じて、『洪水編』または『土砂災害編』のいずれか一方、あるいは両方を作成することになります。

※由布市内の施設は、どちらか一方となります。

✳️防災体制 ✳️避難誘導 ✳️施設の整備 ✳️防災教育及び訓練の実施
✳️そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項

7. 避難確保計画の作成にあたって

避難確保計画の様式は、特に定めはありませんが、各施設における計画が実行性のあるものとするため、計画を作成する際の留意事項と記載例を示した「計画作成の手引き」を参考にしてください。

また、手引きをもとに、あらかじめ由布市の情報等を加筆した「避難確保計画のひな形」を準備しましたのでご活用ください。

なお、すでに類似の計画（災害対策計画・消防計画など）を作成している場合は、その既存計画への追記、修正等を行うことで充足します。

（作成後、市への提出は必要。）

8. 報告・期限

【報告】

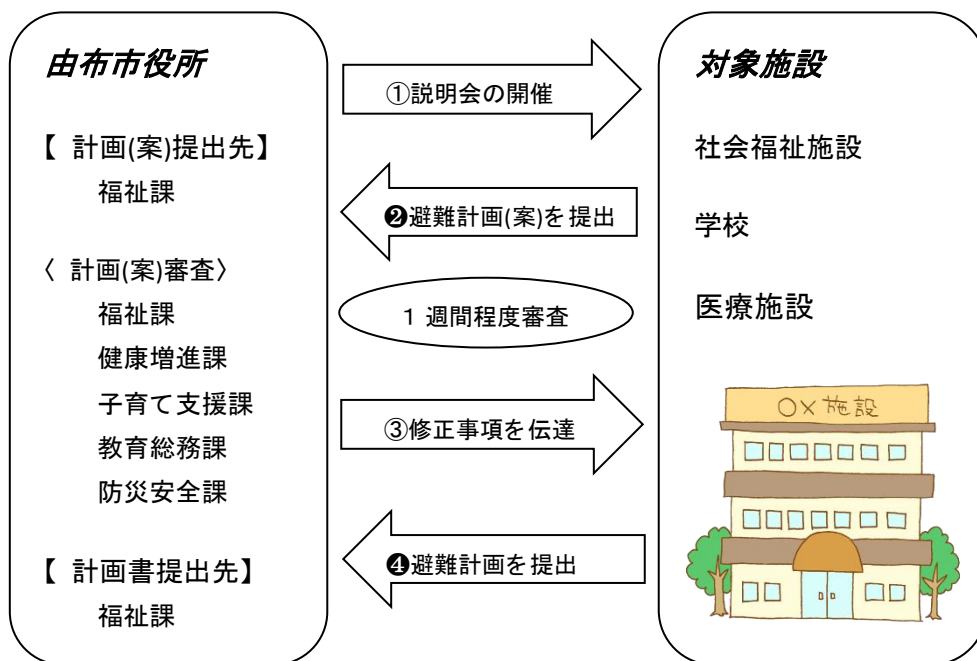
- ① 計画（案）が作成できたら、必ず「避難計画チェックリスト」により、必要な項目が定められていることを確認してください。
- ② 「チェックリスト」で確認後、計画（案）を福祉課まで提出してください。提出後、1週間程度、市で内容を確認し修正事項をお伝えします。
（提出は直接、メール、ファックス、郵送のいずれかをお願いします。）
- ③ 修正事項を反映した計画に、「避難確保計画作成（変更）報告書」を添付して直接またはメール、郵送のいずれかにより、福祉課へ2部提出してください。

提出先 由布市役所福祉課
〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
電話 097-582-1265 FAX 097-582-1343
Mail fukusi@city.yufu.oita.jp

【期限】

第1次提出期限を令和元年12月20日（金）までとします。

遅くとも今年度末までの作成・提出をお願いいたします。



問い合わせ先

- 洪水・土砂災害に関すること
由布市防災安全課 ☎097-582-1140
- 計画に関すること
由布市福祉課 ☎097-582-1265
由布市防災安全課 ☎097-582-1140